

上告及び上告受理申立て断念に関する要請書

令和7年6月9日

検察庁

■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

要請人 大川原 正明 ・ 島田 順司 ・ 相嶋 ■■■■■■■■■■

上記要請人ら代理人 弁護士 高田 剛

同 弁護士 鄭 一志

同 弁護士 河村 尚

同 弁護士 我妻 崇明

同 弁護士 以元 洋輔

同 弁護士 山城 在生

同 弁護士 坂井 萌

同 弁護士 丸山 浩祐

要 請

要請人らは、貴庁に対して、以下の事項を要請します。

1. 令和6年（ネ）第453号国家賠償請求控訴事件（以下「本事件」といいます。）につき、最高裁判所に対し、上告及び上告受理申立てを行わないこと
2. 速やかに第三者委員会を設置し、本事件の発端となった今回の冤罪事件の真相を解明すること
3. 本事件の発端となった冤罪事件について、捜査員らが行った違法行為に対し、厳正な処分を行うこと

要請の趣意

- 1 大川原化工機株式会社が経済産業大臣の許可を得ずに自社製の噴霧乾燥器を輸出したことが外為法上の輸出管理規制に違反するとして、大川原化工機株式会社、並びに同社社長である要請人大川原正明、同社取締役であった要請人島田順司、及び同社顧問であった相嶋静夫（要請人相嶋■■■■の実父）を被疑者として行われた警視庁公安部による逮捕、及び検察官による勾留・起訴について、令和7年5月28日、東京高等裁判所は、第一審である東京地方裁判所と同様、警視庁公安部による逮捕（及び島田順司に対する取調べ）並びに検察官による勾留及び起訴の違法性を認定し、国及び東京都に対してその賠償を命ずる判決を下しました。

東京高等裁判所は、第一審判決において東京地方裁判所が認定した警視庁公安部及び検察庁による捜査（本件噴霧乾燥器に係る追加実験の実施）の不十分性のみならず、規制要件に係る警視庁公安部独自の解釈の採用についても、その採用に至る過程をつぶさに検証し、違法であることを認定しました。東京高等裁判所は、警視庁公安部及び検察庁に対し、本件が単なる検証不十分な詰めの甘い捜査であったのではなく、組織的に引き起こされた違法捜査であったという判断を突き付けたといっても過言ではありません。

- 2 民事訴訟法は、控訴審判決に不服のある当事者に対し、最高裁判所に上告を行うことを権利として認めています。そのため、国及び東京都が本件の東京高等裁判所の判決を受けて上告を行うことも、法的には権利行使として認められます。

しかし、第一審の東京地方裁判所のみならず、控訴審の東京高等裁判所もともに警視庁公安部及び検察庁による違法捜査等を認定している現状に鑑みれば、これ以上徒に日本国民の血税を費消して訴訟を続けることは許容されてはなりません。その血税は、違法捜査を糊塗することではなく、本件の真相を究明し、将来の違法捜査を防止するための検討にこそ充てられるべきものです。

- 3 要請人らは、令和7年5月30日、本要請文記載の要請（以下「本件要請」といいます。）に賛同する署名を募る活動を開始しました（別紙参照）。その結果、本件要請には、6月8日13時の時点で、下記賛同人を含む合計4万1478人の賛同を得るに至りました（別紙署名リスト参照）。その後も署名数は増加して

おり、本日 7 時 4 0 分の時点で、署名数は 4 万 1 7 4 3 人 となっています。

記

有田芳生（衆議院議員）

五十嵐えり（衆議院議員）

浦島充佳（東京慈恵会医科大学教授）

佐々木次雄（大阪大学大学院工学研究科招聘教授）

四ノ宮成祥（防衛医科大学校前学校長）

清水健（千葉大学大学院医学研究院准教授）

日野勝吾（淑徳大学副学長・教授）

笹倉香奈（甲南大学教授・イノセンス・プロジェクト事務局長）

土井香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表）

和田恵（弁護士）

西愛礼（弁護士・元裁判官）

青木理（ジャーナリスト）

浜田敬子（ジャーナリスト）

プチ鹿島（時事芸人）

深町秋生（作家）

貴志祐介（作家）

以上

4 上告の最終的な決裁権は法務省法務大臣にありますが、法務大臣の決裁にあたり、貴庁の意向が重視されることは言うまでもありません。

貴庁におかれては、要請人ら及び要請人らに賛同して署名した者らの意を汲み、本件要請について十分にご検討いただくよう、宜しくお願い申し上げます。

以 上